

議案第 2 号

野田市特別職報酬等審議会条例の制定について

野田市特別職報酬等審議会条例を次のように定める。

令和3年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市特別職報酬等審議会条例

野田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年野田市条例第35号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（諮問等）

第2条 市長は、市議会の議員の議員報酬及び手当の額並びに市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の給料及び手当の額（次条において「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

2 市長は、次条第2号の規定による建議があった場合には、当該建議の内容を議会に報告しなければならない。

（所掌事務）

第3条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 議員報酬等の額に関する事項について市長に建議すること。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働者団体を代表する者
- (2) 農業団体を代表する者
- (3) 商工団体を代表する者
- (4) 金融機関を代表する者

(5) 自治会を代表する者

(6) 学識経験者

(7) 公募に応じた市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

提案理由

社会情勢や経済状況が大きく変化している中で、議員報酬の額等の検証を行うため、野田市特別職報酬等審議会の審議事項に市議会の議員、市長及び副市長の手当の額に関する事項並びに教育長及び水道事業管理者の給料等に関する事項を加えるとともに、臨時設置型から常設型への変更、公募委員の導入等審議会の組織に関する規定等を整備するため、野田市特別職報酬等審議会条例の全部を改正しようとするものである。

